

平成 18 年 2 月 23 日

地域区民ひろば条例制定へ

～ 世代を超えた交流の場 ～

本日 23 日（木）、豊島区議会第 1 回定例会区民厚生委員会において「豊島区地域区民ひろば条例〈案〉」についての審査が行われ、賛成多数で可決した。

「地域区民ひろば」とは、年齢や使用目的によって利用に制限のあったことぶきの家や児童館などの既存施設を、小学校の通学区域を基礎的単位とした地域コミュニティの視点から見直し、地域の多様な活動の拠点として有効に活用できるよう再編することにより、もっと豊かな地域社会の形成を図ろうとするものである。

地域区民ひろばには高齢者のいこいや健康増進の場である「いきいきひろば」、乳幼児の遊び場や保護者の相互交流の場である「子育てひろば」、区民の自主的活動拠点である「活動ひろば」、生涯学習の場である「学習ひろば」、そして学校施設を活用した小学生のための放課後対策事業である「子どもスキップ」の 5 つの機能を持たせ、これらを有機的に展開させることにより、乳幼児から高齢者までの世代を越えた交流の場として、広がりある地域コミュニティの活性化を図っていくこととしている。

また、施設の運営や事業の企画実施については、町会などの地域活動団体や個人を中心に構成された運営協議会に委ねるなど、区民と行政との協働・パートナーシップ実現の舞台として地域の力や特性が生かせる仕組みづくりを進める。

さらに、地域の主体性を発揮する場として、運営協議会が自己決定・自己責任の原則に基づき、さまざまな地域の課題を自ら解決する組織体に発展していくことをも想定している。

地域区民ひろばは地域コミュニティの視点からの既存施設の再構築であるとともに、これからの地域経営の基盤となるものである。

17 年度には、地域区民ひろばへの理解や参加意識を高め、実際に取り組みを進めながら具体的な地域区民ひろばへの姿を示しつつ、従来の利用者の反応や新たな利用者の動向を把握し、その成果や影響、課題等を検証し、円滑な導入を図るためにモデル実施を行った。モデル実施後の検証結果として、おおむね良好な状況にあるものと考えられることから、平成 18 年度から 3 年間で区内全域での実施に向けた取り組みを行うこととした。今回の条例案は、全区的実施に向け、地域区民ひろばの理念を明確にし、施設の設置や管理について必要な事項を定めるものである。

詳細：地域区民ひろば課長